

答申

# 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## 2019年10月改定（案） （項目別点数）

－2019年2月13日 中医協答申&社保審答申から－  
（参考：2019年2月6日 中医協提出資料）

日医工医業経営研究所(日医工MPI)

(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217号 菊地祐男



資料No.20190214-519

今回の情報は中医協（介護報酬は  
社保審）から答申されたものです。告  
示されたものではありませんのでご注意  
ください。

日医工MPIでは、直接のお問い合わ  
せはお受けしていません。ご質問等は  
日医工MRにお尋ねください

日医工株式会社

## 目次

＜基本的な考え方＞（2019年2月6日 中医協提出資料）

消費税率の引上げに伴い、医療機関、薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、診療報酬において、2014年度改定と同様に、基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せする。

その際、直近の通年実績のNDBデータ等を用いることや、入院料について、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアを考慮することにより、消費税率が5%から8%に引き上がった部分も含めた、消費税率5%から10%の部分について、消費税負担に見合う補てん点数となるよう配点を行う。

医科診療報酬	
初診料、再診料、外来診療料	3
オンライン診療料、一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料	4
結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料	6
特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料	7
障害者施設等入院基本料	8
有床診療所入院基本料	9
有床診療所療養病床入院基本料	10
救命救急入院料	11
特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料	12
脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、一類感染症患者入院管理料、特殊疾患入院医療管理料	13

小児入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料	14
地域包括ケア病棟入院料	15
特殊疾患病棟入院料	16
緩和ケア病棟入院料、精神科救急、精神科急性期治療病棟入院料	17
精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料、認知症病棟入院料、特定一般病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料	18
短期滞在手術等基本料	19
小児科外来診療料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料	22
小児かかりつけ診療料、在宅患者訪問診療料	23
歯科診療報酬	24
調剤報酬	25
訪問看護管理療養費	26

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
<b>【初診料】</b>				
初診料	282 点	288 点	6 点	18 点
（同一日2科目）	141 点	144 点	3 点	9 点
（紹介のない場合）	209 点	214 点	5 点	14 点
（受結率が低い場合）	209 点	214 点	5 点	14 点
（同一日2科目・紹介のない場合）	104 点	107 点	3 点	7 点
（同一日2科目・受結率が低い場合）	104 点	107 点	3 点	7 点
<b>【再診料】</b>				
再診料	72 点	73 点	1 点	4 点
（同日）	72 点	73 点	1 点	4 点
（同一日2科目）	36 点	37 点	1 点	3 点
（受結率が低い場合）	53 点	54 点	1 点	3 点
（同日・受結率が低い場合）	53 点	54 点	1 点	3 点
（同一日2科目・受結率が低い場合）	26 点	27 点	1 点	2 点
<b>【外来診療料】</b>				
外来診療料	73 点	74 点	1 点	4 点
（同日）	73 点	74 点	1 点	4 点
（同一日2科目）	36 点	37 点	1 点	3 点
（紹介のない場合）	54 点	55 点	1 点	3 点
（同日・紹介のない場合）	54 点	55 点	1 点	3 点
（同一日2科目・紹介のない場合）	26 点	27 点	1 点	2 点
（同一日2科目・受結率が低い場合）	26 点	27 点	1 点	2 点
（受結率が低い場合）	54 点	55 点	1 点	3 点
（同日・受結率が低い場合）	54 点	55 点	1 点	3 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【オンライン診療料】（月1回）	70 点	71 点	1 点	4 点
【一般病棟入院基本料】（1日につき）				
1 急性期一般入院基本料				
イ 急性期一般入院料 1	1,591 点	1,650 点	59 点	84 点
ロ 急性期一般入院料 2	1,561 点	1,619 点	58 点	83 点
ハ 急性期一般入院料 3	1,491 点	1,545 点	54 点	79 点
ニ 急性期一般入院料 4	1,387 点	1,440 点	53 点	74 点
ホ 急性期一般入院料 5	1,377 点	1,429 点	52 点	73 点
ヘ 急性期一般入院料 6	1,357 点	1,408 点	51 点	72 点
ト 急性期一般入院料 7	1,332 点	1,382 点	50 点	71 点
2 地域一般入院基本料				
イ 地域一般入院料 1	1,126 点	1,159 点	33 点	51 点
ロ 地域一般入院料 2	1,121 点	1,153 点	32 点	50 点
ハ 地域一般入院料 3	960 点	988 点	28 点	43 点
特別入院基本料	584 点	607 点	23 点	32 点
【療養病棟入院基本料】（1日につき）				
1 療養病棟入院料 1				
イ 入院料 A	1,810 点	1,813 点	3 点	44 点
（生活療養を受ける場合）	1,795 点	1,798 点	3 点	43 点
ロ 入院料 B	1,755 点	1,758 点	3 点	42 点
（生活療養を受ける場合）	1,741 点	1,744 点	3 点	42 点
ハ 入院料 C	1,468 点	1,471 点	3 点	36 点
（生活療養を受ける場合）	1,454 点	1,457 点	3 点	36 点

消費税率8%引き上げ時になかった  
点数は見做しで記載か（MPI）

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
ニ 入院料D (生活療養を受ける場合)	1,412 点 1,397 点	1,414 点 1,399 点	2 点 2 点	34 点 33 点
ホ 入院料E (生活療養を受ける場合)	1,384 点 1,370 点	1,386 点 1,372 点	2 点 2 点	33 点 33 点
ハ 入院料F (生活療養を受ける場合)	1,230 点 1,215 点	1,232 点 1,217 点	2 点 2 点	30 点 29 点
ト 入院料G (生活療養を受ける場合)	967 点 952 点	968 点 953 点	1 点 1 点	23 点 22 点
チ 入院料H (生活療養を受ける場合)	919 点 904 点	920 点 905 点	1 点 1 点	22 点 21 点
リ 入院料I (生活療養を受ける場合)	814 点 800 点	815 点 801 点	1 点 1 点	19 点 19 点
2 療養病棟入院料2				
イ 入院料A (生活療養を受ける場合)	1,745 点 1,731 点	1,748 点 1,734 点	3 点 3 点	42 点 42 点
ロ 入院料B (生活療養を受ける場合)	1,691 点 1,677 点	1,694 点 1,680 点	3 点 3 点	41 点 41 点
ハ 入院料C (生活療養を受ける場合)	1,403 点 1,389 点	1,406 点 1,392 点	3 点 3 点	34 点 34 点
ニ 入院料D (生活療養を受ける場合)	1,347 点 1,333 点	1,349 点 1,335 点	2 点 2 点	32 点 32 点
ホ 入院料E (生活療養を受ける場合)	1,320 点 1,305 点	1,322 点 1,307 点	2 点 2 点	32 点 31 点
ハ 入院料F (生活療養を受ける場合)	1,165 点 1,151 点	1,167 点 1,153 点	2 点 2 点	28 点 28 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
ト 入院料G (生活療養を受ける場合)	902 点 888 点	903 点 889 点	1 点 1 点	21 点 21 点
チ 入院料H (生活療養を受ける場合)	854 点 840 点	855 点 841 点	1 点 1 点	20 点 20 点
リ 入院料 I (生活療養を受ける場合)	750 点 735 点	751 点 736 点	1 点 1 点	18 点 17 点
特別入院基本料 (生活療養を受ける場合)	576 点 562 点	577 点 563 点	1 点 1 点	14 点 14 点
【結核病棟入院基本料】(1日につき)				
1 7 対 1 入院基本料	1,591 点	1,654 点	63 点	88 点
2 10 対 1 入院基本料	1,332 点	1,385 点	53 点	74 点
3 13 対 1 入院基本料	1,121 点	1,165 点	44 点	62 点
4 15 対 1 入院基本料	960 点	998 点	38 点	53 点
5 18 対 1 入院基本料	822 点	854 点	32 点	45 点
6 20 対 1 入院基本料	775 点	806 点	31 点	43 点
特別入院基本料	559 点	581 点	22 点	31 点
【精神病棟入院基本料】(1日につき)				
1 10 対 1 入院基本料	1,271 点	1,287 点	16 点	36 点
2 13 対 1 入院基本料	946 点	958 点	12 点	27 点
3 15 対 1 入院基本料	824 点	830 点	6 点	19 点
4 18 対 1 入院基本料	735 点	740 点	5 点	17 点
5 20 対 1 入院基本料	680 点	685 点	5 点	16 点
特別入院基本料	559 点	561 点	2 点	11 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
<b>【特定機能病院入院基本料】（1日につき）</b>				
1 一般病棟の場合				
イ 7対1入院基本料	1,599点	1,718点	119点	152点
ロ 10対1入院基本料	1,339点	1,438点	99点	127点
2 結核病棟の場合				
イ 7対1入院基本料	1,599点	1,718点	119点	152点
ロ 10対1入院基本料	1,339点	1,438点	99点	127点
ハ 13対1入院基本料	1,126点	1,210点	84点	107点
ニ 15対1入院基本料	965点	1,037点	72点	92点
3 精神病棟の場合				
イ 7対1入院基本料	1,350点	1,450点	100点	128点
ロ 10対1入院基本料	1,278点	1,373点	95点	122点
ハ 13対1入院基本料	951点	1,022点	71点	91点
ニ 15対1入院基本料	868点	933点	65点	83点
<b>【専門病院入院基本料】（1日につき）</b>				
1 7対1入院基本料	1,591点	1,667点	76点	101点
2 10対1入院基本料	1,332点	1,396点	64点	85点
3 13対1入院基本料	1,121点	1,174点	53点	71点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【障害者施設等入院基本料】（1日につき）				
1 7対1入院基本料	1,588点	1,615点	27点	49点
2 10対1入院基本料	1,329点	1,356点	27点	45点
3 13対1入院基本料	1,118点	1,138点	20点	35点
4 15対1入院基本料	978点	995点	17点	30点
特定入院基本料	966点	969点	3点	30点
イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の 施設基準を届け出た病棟に入院している場合				
（1）医療区分2の患者に相当するもの	1,465点	1,496点	31点	49点
（2）医療区分1の患者に相当するもの	1,331点	1,358点	27点	45点
ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟 に入院している場合				
（1）医療区分2の患者に相当するもの	1,317点	1,343点	26点	41点
（2）医療区分1の患者に相当するもの	1,184点	1,206点	22点	37点
ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟 に入院している場合				
（1）医療区分2の患者に相当するもの	1,219点	1,244点	25点	38点
（2）医療区分1の患者に相当するもの	1,086点	1,107点	21点	34点



項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【有床診療所入院基本料】（1日につき）				
1 有床診療所入院基本料 1				
イ 14 日以内の期間	861 点	917 点	56 点	71 点
ロ 15 日以上30日以内の期間	669 点	712 点	43 点	55 点
ハ 31 日以上の期間	567 点	604 点	37 点	47 点
2 有床診療所入院基本料 2				
イ 14 日以内の期間	770 点	821 点	51 点	64 点
ロ 15 日以上30日以内の期間	578 点	616 点	38 点	48 点
ハ 31 日以上の期間	521 点	555 点	34 点	43 点
3 有床診療所入院基本料 3				
イ 14 日以内の期間	568 点	605 点	37 点	47 点
ロ 15 日以上30日以内の期間	530 点	567 点	37 点	44 点
ハ 31 日以上の期間	500 点	534 点	34 点	41 点
4 有床診療所入院基本料 4				
イ 14 日以内の期間	775 点	824 点	49 点	64 点
ロ 15 日以上30日以内の期間	602 点	640 点	38 点	50 点
ハ 31 日以上の期間	510 点	542 点	32 点	42 点
5 有床診療所入院基本料 5				
イ 14 日以内の期間	693 点	737 点	44 点	57 点
ロ 15 日以上30日以内の期間	520 点	553 点	33 点	43 点
ハ 31 日以上の期間	469 点	499 点	30 点	39 点
6 有床診療所入院基本料 6				
イ 14 日以内の期間	511 点	543 点	32 点	42 点
ロ 15 日以上30日以内の期間	477 点	509 点	32 点	39 点
ハ 31 日以上の期間	450 点	480 点	30 点	37 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【有床診療所療養病床入院基本料】（1日につき）				
1 入院基本料 A （生活療養を受ける場合）	994 点 980 点	1,057 点 1,042 点	63 点 62 点	82 点 81 点
2 入院基本料 B （生活療養を受ける場合）	888 点 874 点	945 点 929 点	57 点 55 点	74 点 72 点
3 入院基本料 C （生活療養を受ける場合）	779 点 765 点	827 点 813 点	48 点 48 点	63 点 63 点
4 入院基本料 D （生活療養を受ける場合）	614 点 599 点	653 点 638 点	39 点 39 点	51 点 50 点
5 入院基本料 E （生活療養を受ける場合）	530 点 516 点	564 点 549 点	34 点 33 点	44 点 43 点
特別入院基本料	459 点	488 点	29 点	38 点
（生活療養を受ける場合）	444 点	473 点	29 点	37 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【救命救急入院料】（1日につき）				
1 救命救急入院料 1				
イ 3日以内の期間	9,869 点	10,223 点	354 点	512 点
ロ 4日以上7日以内の期間	8,929 点	9,250 点	321 点	464 点
ハ 8日以上14日以内の期間	7,623 点	7,897 点	274 点	396 点
2 救命救急入院料 2				
イ 3日以内の期間	11,393 点	11,802 点	409 点	591 点
ロ 4日以上7日以内の期間	10,316 点	10,686 点	370 点	535 点
ハ 8日以上14日以内の期間	9,046 点	9,371 点	325 点	470 点
3 救命救急入院料 3				
イ 救命救急入院料				
（1）3日以内の期間	9,869 点	10,223 点	354 点	512 点
（2）4日以上7日以内の期間	8,929 点	9,250 点	321 点	464 点
（3）8日以上14日以内の期間	7,623 点	7,897 点	274 点	396 点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料				
（1）3日以内の期間	9,869 点	10,223 点	354 点	512 点
（2）4日以上7日以内の期間	8,929 点	9,250 点	321 点	464 点
（3）8日以上60日以内の期間	8,030 点	8,318 点	288 点	417 点
4 救命救急入院料 4				
イ 救命救急入院料				
（1）3日以内の期間	11,393 点	11,802 点	409 点	591 点
（2）4日以上7日以内の期間	10,316 点	10,686 点	370 点	535 点
（3）8日以上14日以内の期間	9,046 点	9,371 点	325 点	470 点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料				
（1）3日以内の期間	11,393 点	11,802 点	409 点	591 点
（2）4日以上7日以内の期間	10,316 点	10,686 点	370 点	535 点
（3）8日以上14日以内の期間	9,046 点	9,371 点	325 点	470 点
（4）15日以上60日以内の期間	8,030 点	8,318 点	288 点	417 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【特定集中治療室管理料】（1日につき）				
1 特定集中治療室管理料 1				
イ 7日以内の期間	13,650 点	14,211 点	561 点	711 点
ロ 8日以上14日以内の期間	12,126 点	12,633 点	507 点	633 点
2 特定集中治療室管理料 2				
イ 特定集中治療室管理料				
(1) 7日以内の期間	13,650 点	14,211 点	561 点	711 点
(2) 8日以上14日以内の期間	12,126 点	12,633 点	507 点	633 点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料				
(1) 7日以内の期間	13,650 点	14,211 点	561 点	711 点
(2) 8日以上14日以内の期間	12,319 点	12,833 点	514 点	643 点
3 特定集中治療室管理料 3				
イ 7日以内の期間	9,361 点	9,697 点	336 点	486 点
ロ 8日以上14日以内の期間	7,837 点	8,118 点	281 点	407 点
4 特定集中治療室管理料 4				
イ 特定集中治療室管理料				
(1) 7日以内の期間	9,361 点	9,697 点	336 点	486 点
(2) 8日以上14日以内の期間	7,837 点	8,118 点	281 点	407 点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料				
(1) 7日以内の期間	9,361 点	9,697 点	336 点	486 点
(2) 8日以上60日以内の期間	8,030 点	8,318 点	288 点	417 点
【ハイケアユニット入院医療管理料】（1日につき）				
1 ハイケアユニット入院医療管理料 1	6,584 点	6,855 点	271 点	344 点
2 ハイケアユニット入院医療管理料 2	4,084 点	4,224 点	140 点	213 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】（1日につき）	5,804 点	6,013 点	209 点	302 点
【小児特定集中治療室管理料】（1日につき）				
1 7日以内の期間	15,752 点	16,317 点	565 点	817 点
2 8日以上の間	13,720 点	14,211 点	491 点	711 点
【新生児特定集中治療室管理料】（1日につき）				
1 新生児特定集中治療室管理料 1	10,174 点	10,539 点	365 点	528 点
2 新生児特定集中治療室管理料 2	8,109 点	8,434 点	325 点	423 点
【総合周産期特定集中治療室管理料】（1日につき）				
1 母体・胎児集中治療室管理料	7,125 点	7,381 点	256 点	370 点
2 新生児集中治療室管理料	10,174 点	10,539 点	365 点	528 点
【新生児治療回復室入院医療管理料】（1日につき）	5,499 点	5,697 点	198 点	286 点
【一類感染症患者入院管理料】（1日につき）				
1 14日以内の期間	9,046 点	9,371 点	325 点	470 点
2 15日以上の間	7,826 点	8,108 点	282 点	407 点
【特殊疾患入院医療管理料】（1日につき）				
特殊疾患入院医療管理料	2,009 点	2,070 点	61 点	116 点
イ 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,857 点	1,909 点	52 点	107 点
ロ 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,701 点	1,743 点	42 点	97 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【小児入院医療管理料】（1日につき）				
1 小児入院医療管理料 1	4,584 点	4,750 点	166 点	239 点
2 小児入院医療管理料 2	4,076 点	4,224 点	148 点	213 点
3 小児入院医療管理料 3	3,670 点	3,803 点	133 点	192 点
4 小児入院医療管理料 4	3,060 点	3,171 点	111 点	160 点
5 小児入院医療管理料 5	2,145 点	2,206 点	61 点	95 点
【回復期リハビリテーション病棟入院料】（1日につき）				
1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 （生活療養を受ける場合）	2,085 点 2,071 点	2,129 点 2,115 点	44 点 44 点	98 点 98 点
2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2 （生活療養を受ける場合）	2,025 点 2,011 点	2,066 点 2,051 点	41 点 40 点	95 点 94 点
3 回復期リハビリテーション病棟入院料 3 （生活療養を受ける場合）	1,861 点 1,846 点	1,899 点 1,884 点	38 点 38 点	88 点 87 点
4 回復期リハビリテーション病棟入院料 4 （生活療養を受ける場合）	1,806 点 1,791 点	1,841 点 1,827 点	35 点 36 点	85 点 85 点
5 回復期リハビリテーション病棟入院料 5 （生活療養を受ける場合）	1,702 点 1,687 点	1,736 点 1,721 点	34 点 34 点	80 点 79 点
6 回復期リハビリテーション病棟入院料 6 （生活療養を受ける場合）	1,647 点 1,632 点	1,678 点 1,664 点	31 点 32 点	77 点 77 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【地域包括ケア病棟入院料】（1日につき）				
1 地域包括ケア病棟入院料 1 （生活療養を受ける場合）	2,738 点 2,724 点	2,809 点 2,794 点	71 点 70 点	129 点 128 点
2 地域包括ケア入院医療管理料 1 （生活療養を受ける場合）	2,738 点 2,724 点	2,809 点 2,794 点	71 点 70 点	129 点 128 点
3 地域包括ケア病棟入院料 2 （生活療養を受ける場合）	2,558 点 2,544 点	2,620 点 2,605 点	62 点 61 点	120 点 119 点
4 地域包括ケア入院医療管理料 2 （生活療養を受ける場合）	2,558 点 2,544 点	2,620 点 2,605 点	62 点 61 点	120 点 119 点
5 地域包括ケア病棟入院料 3 （生活療養を受ける場合）	2,238 点 2,224 点	2,285 点 2,270 点	47 点 46 点	105 点 104 点
6 地域包括ケア入院医療管理料 3 （生活療養を受ける場合）	2,238 点 2,224 点	2,285 点 2,270 点	47 点 46 点	105 点 104 点
7 地域包括ケア病棟入院料 4 （生活療養を受ける場合）	2,038 点 2,024 点	2,076 点 2,060 点	38 点 36 点	96 点 94 点
8 地域包括ケア入院医療管理料 4 （生活療養を受ける場合）	2,038 点 2,024 点	2,076 点 2,060 点	38 点 36 点	96 点 94 点
地域包括ケア病棟入院料 1（特定地域） （生活療養を受ける場合）	2,371 点 2,357 点	2,433 点 2,418 点	62 点 61 点	112 点 111 点
地域包括ケア入院医療管理料 1（特定地域） （生活療養を受ける場合）	2,371 点 2,357 点	2,433 点 2,418 点	62 点 61 点	112 点 111 点
地域包括ケア病棟入院料 2（特定地域） （生活療養を受ける場合）	2,191 点 2,177 点	2,244 点 2,230 点	53 点 53 点	103 点 103 点
地域包括ケア入院医療管理料 2（特定地域） （生活療養を受ける場合）	2,191 点 2,177 点	2,244 点 2,230 点	53 点 53 点	103 点 103 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
地域包括ケア病棟入院料 3 (特定地域)	1,943 点	1,984 点	41 点	91 点
(生活療養を受ける場合)	1,929 点	1,970 点	41 点	91 点
地域包括ケア入院医療管理料 3 (特定地域)	1,943 点	1,984 点	41 点	91 点
(生活療養を受ける場合)	1,929 点	1,970 点	41 点	91 点
地域包括ケア病棟入院料 4 (特定地域)	1,743 点	1,774 点	31 点	81 点
(生活療養を受ける場合)	1,729 点	1,760 点	31 点	81 点
地域包括ケア入院医療管理料 4 (特定地域)	1,743 点	1,774 点	31 点	81 点
(生活療養を受ける場合)	1,729 点	1,760 点	31 点	81 点
【特殊疾患病棟入院料】(1日につき)				
1 特殊疾患病棟入院料 1	2,008 点	2,070 点	62 点	116 点
2 特殊疾患病棟入院料 2	1,625 点	1,675 点	50 点	94 点
イ 特殊疾患病棟入院料 1 の施設基準を届け出た病棟に入院している場合				
(1) 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,857 点	1,910 点	53 点	107 点
(2) 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,701 点	1,745 点	44 点	98 点
ロ 特殊疾患病棟入院料 2 の施設基準を届け出た病棟に入院している場合				
(1) 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,608 点	1,657 点	49 点	93 点
(2) 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,452 点	1,491 点	39 点	83 点



項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
<b>【緩和ケア病棟入院料】（1日につき）</b>				
1 緩和ケア病棟入院料 1				
イ 30 日以内の期間	5,051 点	5,207 点	156 点	291 点
ロ 31 日以上60 日以内の期間	4,514 点	4,654 点	140 点	261 点
ハ 61 日以上の期間	3,350 点	3,450 点	100 点	193 点
2 緩和ケア病棟入院料 2				
イ 30 日以内の期間	4,826 点	4,970 点	144 点	279 点
ロ 31 日以上60 日以内の期間	4,370 点	4,501 点	131 点	252 点
ハ 61 日以上の期間	3,300 点	3,398 点	98 点	191 点
<b>【精神科救急入院料】（1日につき）</b>				
1 精神科救急入院料 1	3,557 点	3,579 点	22 点	117 点
イ 30 日以内の期間	3,125 点	3,145 点	20 点	103 点
ロ 31 日以上の期間				
2 精神科救急入院料 2				
イ 30 日以内の期間	3,351 点	3,372 点	21 点	110 点
ロ 31 日以上の期間	2,920 点	2,938 点	18 点	96 点
<b>【精神科急性期治療病棟入院料】（1日につき）</b>				
1 精神科急性期治療病棟入院料 1				
イ 30 日以内の期間	1,984 点	1,997 点	13 点	66 点
ロ 31 日以上の期間	1,655 点	1,665 点	10 点	54 点
2 精神科急性期治療病棟入院料 2				
イ 30 日以内の期間	1,881 点	1,883 点	2 点	52 点
ロ 31 日以上の期間	1,552 点	1,554 点	2 点	43 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【精神科救急・合併症入院料】（1日につき）				
1 30日以内の期間	3,560点	3,579点	19点	117点
2 31日以上60日以内の期間	3,128点	3,145点	17点	103点
【児童・思春期精神科入院医療管理料】（1日につき）	2,957点	2,995点	38点	84点
【精神療養病棟入院料】（1日につき）	1,090点	1,091点	1点	30点
【認知症病棟入院料】（1日につき）				
1 認知症治療病棟入院料 1				
イ 30日以内の期間	1,809点	1,811点	2点	50点
ロ 31日以上60日以内の期間	1,501点	1,503点	2点	42点
ハ 61日以上60日以内の期間	1,203点	1,204点	1点	33点
2 認知症治療病棟入院料 2				
イ 30日以内の期間	1,316点	1,318点	2点	37点
ロ 31日以上60日以内の期間	1,111点	1,112点	1点	31点
ハ 61日以上60日以内の期間	987点	988点	1点	27点
【特定一般病棟入院料】（1日につき）				
1 特定一般病棟入院料 1	1,121点	1,152点	31点	49点
2 特定一般病棟入院料 2	960点	987点	27点	42点
特定一般病棟入院料				
（地域包括ケア入院医療管理料 1 に該当する場合）	2,371点	2,432点	61点	111点
（地域包括ケア入院医療管理料 2 に該当する場合）	2,191点	2,243点	52点	102点
（地域包括ケア入院医療管理料 3 に該当する場合）	1,943点	1,983点	40点	90点
（地域包括ケア入院医療管理料 4 に該当する場合）	1,743点	1,773点	30点	80点
【地域移行機能強化病棟入院料】（1日につき）	1,527点	1,539点	12点	41点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
<b>【短期滞在手術等基本料】</b>				
1 短期滞在手術等基本料 1 (日帰りの場合)	2,856 点	2,947 点	91 点	147 点
2 短期滞在手術等基本料 2 (1泊2日の場合)	4,918 点	5,075 点	157 点	253 点
(生活療養を受ける場合)	4,890 点	5,046 点	156 点	252 点
3 短期滞在手術等基本料 3 (4泊5日までの場合)				
イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3				
1 及び 2 以外の場合	9,265 点	9,424 点	159 点	273 点
(生活療養を受ける場合)	9,194 点	9,350 点	156 点	269 点
ロ D291-2 小児食物アレルギー-負荷検査	6,090 点	6,237 点	147 点	261 点
(生活療養を受ける場合)	6,019 点	6,164 点	145 点	258 点
ハ D413 前立腺針生検法	11,334 点	11,736 点	402 点	516 点
(生活療養を受ける場合)	11,263 点	11,662 点	399 点	512 点
ニ K093-2 関節鏡下手根管開放手術	19,394 点	19,747 点	353 点	467 点
(生活療養を受ける場合)	19,323 点	19,673 点	350 点	463 点
ホ K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術 (両側)	41,072 点	42,138 点	1,066 点	1,180 点
(生活療養を受ける場合)	41,001 点	42,064 点	1,063 点	1,176 点
ヘ K282 水晶体再建術 1				
眼内レンズを挿入する場合 □その他のもの (片側)	22,010 点	22,411 点	401 点	515 点
(生活療養を受ける場合)	21,939 点	22,337 点	398 点	511 点
ト K282 水晶体再建術 1				
眼内レンズを挿入する場合 □その他のもの (両側)	37,272 点	37,839 点	567 点	681 点
(生活療養を受ける場合)	37,201 点	37,765 点	564 点	677 点
チ K474 乳腺腫瘍摘出術 1				
長径 5センチメートル未満	19,967 点	20,756 点	789 点	903 点
(生活療養を受ける場合)	19,896 点	20,683 点	787 点	900 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
リ K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 (生活療養を受ける場合)	37,350 点 37,279 点	38,243 点 38,169 点	893 点 890 点	1,007 点 1,003 点
ヌ K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術 (生活療養を受ける場合)	23,655 点 23,584 点	24,242 点 24,168 点	587 点 584 点	701 点 697 点
ル K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法 (一連として) (生活療養を受ける場合)	12,082 点 12,011 点	12,507 点 12,433 点	425 点 422 点	539 点 535 点
ヲ K617 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術 (生活療養を受ける場合)	11,390 点 11,319 点	11,704 点 11,630 点	314 点 311 点	428 点 424 点
ワ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (3歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合)	34,388 点 34,317 点	35,444 点 35,371 点	1,056 点 1,054 点	1,170 点 1,167 点
カ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (3歳以上6歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合)	27,515 点 27,444 点	28,368 点 28,294 点	853 点 850 点	967 点 963 点
コ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (6歳以上15歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合)	24,715 点 24,644 点	25,578 点 25,505 点	863 点 861 点	977 点 974 点
ク K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上に限る。) (生活療養を受ける場合)	24,540 点 24,469 点	25,394 点 25,321 点	854 点 852 点	968 点 965 点
ケ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (3歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合)	68,168 点 68,097 点	69,217 点 69,143 点	1,049 点 1,046 点	1,163 点 1,159 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
ソ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側） （3歳以上6歳未満に限る。） （生活療養を受ける場合）	54,494 点 54,423 点	55,428 点 55,354 点	934 点 931 点	1,048 点 1,044 点
ツ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側） （6歳以上15歳未満に限る。） （生活療養を受ける場合）	43,122 点 43,051 点	44,061 点 43,988 点	939 点 937 点	1,053 点 1,050 点
ネ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側） （15歳以上に限る。） （生活療養を受ける場合）	50,397 点 50,326 点	51,719 点 51,645 点	1,322 点 1,319 点	1,436 点 1,432 点
ナ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満 （生活療養を受ける場合）	14,163 点 14,092 点	14,525 点 14,451 点	362 点 359 点	476 点 472 点
ラ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上 （生活療養を受ける場合）	17,699 点 17,628 点	18,141 点 18,068 点	442 点 440 点	556 点 553 点
ム K743 痔核手術（脱肛を含む。） 2 硬化療法 （四段階注射法によるもの） （生活療養を受ける場合）	12,079 点 12,008 点	12,383 点 12,309 点	304 点 301 点	418 点 414 点
ウ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 （一連につき） （生活療養を受ける場合）	27,934 点 27,863 点	28,268 点 28,194 点	334 点 331 点	448 点 444 点
エ K867 子宮頸部（腔部）切除術 （生活療養を受ける場合）	17,552 点 17,481 点	18,179 点 18,106 点	627 点 625 点	741 点 738 点
オ K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 （生活療養を受ける場合）	34,354 点 34,283 点	35,141 点 35,067 点	787 点 784 点	901 点 897 点
カ M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療 （生活療養を受ける場合）	59,998 点 59,927 点	60,403 点 60,330 点	405 点 403 点	519 点 516 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【小児科外来診療料】（1日につき）				
1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合				
イ 初診時	572 点	599 点	27 点	39 点
ロ 再診時	383 点	406 点	23 点	26 点
2 1 以外の場合				
イ 初診時	682 点	716 点	34 点	46 点
ロ 再診時	493 点	524 点	31 点	34 点
【外来リハビリテーション診療料】				
1 外来リハビリテーション診療料1	72 点	73 点	1 点	4 点
2 外来リハビリテーション診療料2	109 点	110 点	1 点	6 点
【外来放射線照射診療料】	292 点	297 点	5 点	17 点
【地域包括診療料】（月1回）				
1 地域包括診療料1	1,560 点	1,660 点	100 点	103 点
2 地域包括診療料2	1,503 点	1,600 点	97 点	100 点
【認知症地域包括診療料】（月1回）				
1 認知症地域包括診療料 1	1,580 点	1,681 点	101 点	104 点
2 認知症地域包括診療料 2	1,515 点	1,613 点	98 点	101 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【小児かかりつけ診療料】（1日につき）				
1 処方箋を交付する場合				
イ 初診時	602 点	631 点	29 点	41 点
ロ 再診時	413 点	438 点	25 点	28 点
2 処方箋を交付しない場合				
イ 初診時	712 点	748 点	36 点	48 点
ロ 再診時	523 点	556 点	33 点	36 点
【在宅患者訪問診療料】				
在宅患者訪問診療料（Ⅰ）（1日につき）				
1 在宅患者訪問診療料 1				
イ 同一建物居住者以外の場合	833 点	888 点	55 点	58 点
ロ 同一建物居住者の場合	203 点	213 点	10 点	13 点
2 在宅患者訪問診療料 2				
イ 同一建物居住者以外の場合	830 点	884 点	54 点	57 点
ロ 同一建物居住者の場合	178 点	187 点	9 点	12 点
在宅患者訪問診療料（Ⅱ）（1日につき）	144 点	150 点	6 点	9 点

項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
<b>【初診料】</b>				
1 歯科初診料	237 点	251 点	14 点	30 点
歯科初診料について、別に厚生労働大臣が定める基準 に係る届出を行っていない場合	226 点	240 点	14 点	30 点
2 地域歯科診療支援病院歯科初診料	282 点	288 点	6 点	18 点
<b>【再診料】</b>				
1 歯科再診料	48 点	51 点	3 点	6 点
歯科再診料について、別に厚生労働大臣が定める基準 に係る届出を行っていない場合	41 点	44 点	3 点	6 点
2 地域歯科診療支援病院歯科再診料	72 点	73 点	1 点	4 点
<b>【訪問診療料】（1日につき）</b>				
1 歯科訪問診療 1	1,036 点	1,100 点	64 点	80 点
2 歯科訪問診療 2	338 点	361 点	23 点	26 点
3 歯科訪問診療 3	175 点	185 点	10 点	13 点
1 から 3 までについて、別に厚生労働大臣が定める基準 に係る届出を行っていない場合				
イ 初診時	237 点	251 点	14 点	30 点
ロ 再診時	48 点	51 点	3 点	6 点



項目	現行	改定案	増点	うち消費税 対応分
【調剤基本料】（処方箋の受付1回につき）				
1 調剤基本料 1	41 点	42 点	1 点	2 点
2 調剤基本料 2	25 点	26 点	1 点	2 点
3 調剤基本料 3				
イ 同一グループの保険薬局による処方箋受付回数 4 万回を超え40 万回以下の場合	20 点	21 点	1 点	2 点
ロ 同一グループの保険薬局による処方箋受付回数 40 万回を超える場合	15 点	16 点	1 点	2 点
特別調剤基本料	10 点	11 点	1 点	2 点
【一包化加算】				
イ 42 日分以下の場合	32 点	34 点	2 点	4 点
ロ 43 日分以上の場合	220 点	240 点	20 点	40 点
【無菌製剤処理加算】				
中心静脈栄養法用輸液 （6 歳未満の場合）	67 点 135 点	69 点 137 点	2 点 2 点	12 点 22 点
抗悪性腫瘍剤 （6 歳未満の場合）	77 点 145 点	79 点 147 点	2 点 2 点	12 点 22 点
麻薬 （6 歳未満の場合）	67 点 135 点	69 点 137 点	2 点 2 点	12 点 22 点
【かかりつけ薬剤師包括管理料】	280 点	281 点	1 点	2 点

項目	現行	改定案	増加	うち消費税 対応分
【訪問看護管理療養費】				
1 月の初日の訪問の場合				
イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	12,400 円	12,530 円	130 円	230 円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	9,400 円	9,500 円	100 円	200 円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,400 円	8,470 円	70 円	170 円
ニ イからハまで以外の場合	7,400 円	7,440 円	40 円	140 円
2 月の 2 日目以降の訪問の場合（1 日につき）	2,980 円	3,000 円	20 円	50 円

項目	現行	改定案	増加
<b>【居宅療養管理指導費】</b>			
<b>イ 医師が行う場合</b>			
（１）居宅療養管理指導費（Ⅰ）			
（一）単一建物居住者１人に対して行う場合	507 単位	509 単位	2 単位
（二）単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	483 単位	485 単位	2 単位
（三）（一）及び（二）以外の場合	442 単位	444 単位	2 単位
（２）居宅療養管理指導費（Ⅱ）			
（一）単一建物居住者１人に対して行う場合	294 単位	295 単位	1 単位
（二）単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	284 単位	285 単位	1 単位
（三）（一）及び（二）以外の場合	260 単位	261 単位	1 単位
<b>ロ 歯科医師が行う場合</b>			
（一）単一建物居住者１人に対して行う場合	507 単位	509 単位	2 単位
（二）単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	483 単位	485 単位	2 単位
（三）（一）及び（二）以外の場合	442 単位	444 単位	2 単位
<b>ハ 薬剤師が行う場合</b>			
（１）病院又は診療所の薬剤師が行う場合			
（一）単一建物居住者１人に対して行う場合	558 単位	560 単位	2 単位
（二）単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	414 単位	415 単位	1 単位
（三）（一）及び（二）以外の場合	378 単位	379 単位	1 単位
（２）薬局の薬剤師が行う場合			
（一）単一建物居住者１人に対して行う場合	507 単位	509 単位	2 単位
（二）単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	376 単位	377 単位	1 単位
（三）（一）及び（二）以外の場合	344 単位	345 単位	1 単位

項目	現行	改定案	増加
【居宅療養管理指導費】つづき			
ニ 管理栄養士が行う場合			
（１）単一建物居住者１人に対して行う場合	537 単位	539 単位	2 単位
（２）単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	483 単位	485 単位	2 単位
（３）（１）及び（２）以外の場合	442 単位	444 単位	2 単位
ホ 歯科衛生士等が行う場合			
（１）単一建物居住者１人に対して行う場合	355 単位	356 単位	1 単位
（２）単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	323 単位	324 単位	1 単位
（３）（１）及び（２）以外の場合	295 単位	296 単位	1 単位